

○特定国外派遣組織を指定する件
(総務一四五)

〔その他告示〕

目次



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

その他告示

○ 総務省告示第百四十五号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
令和七年四月八日
令和七年四月八日
一名　　称　　ミヤンマー連邦共和国国際緊急援助活動等作戦部隊
二　　国外派遣期間　　令和七年七月七日まで
三　　派遣人數（概数）　三十人程度
四　　派　遣　地　域　　ミャンマー連邦共和国
五　　總務大臣　　村上誠一郎

部隊

次

令和7年4月8日 火曜日

官 報

(号外特第11号)

2